

## 豊島区立児童発達支援センターについて

平成6年4月1日より、高度な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、併せて障害児やその家族、その関係者に対し総合的に対応する地域の中核的な役割を担う機関として、児童福祉法第43条に規定される「児童発達支援センター」を西部子ども家庭支援センターに併設する。

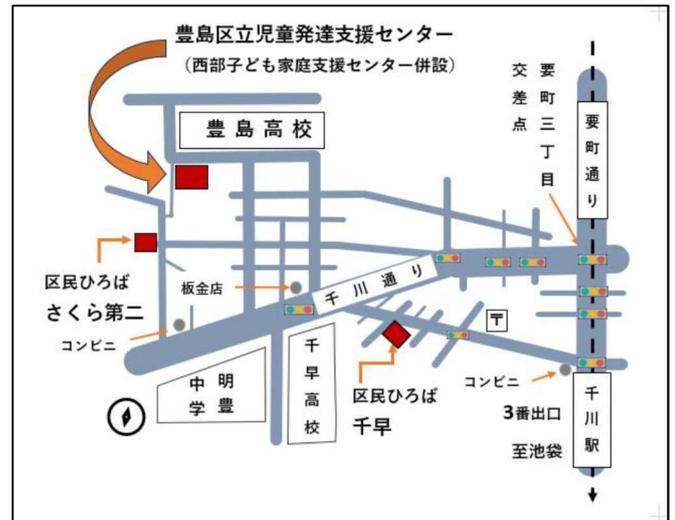
記

1. 施設名 豊島区立児童発達支援センター
2. 場所 豊島区千早4-6-14
3. 定員 40人
4. 支援内容
  - ① 児童発達支援
  - ② 保育所等訪問支援
  - ③ 障害児相談支援
  - ④ 計画相談支援
  - ⑤ 児童の発達の相談に関すること
  - ⑥ 児童発達支援センター及び地域の

民間事業者等に勤務する職員等への研修会等の実施

5. 連絡先 西部子ども家庭支援センター 03-5966-3131

※ 児童発達支援センター専用の電話を設置する予定



### 令和6年度から両施設を併設

#### 西部子ども家庭支援センター

- ・ 親子遊びひろば
- ・ 育児支援ヘルパー事業
- ・ 子どもショートステイ事業
- ・ 一時保育
- ・ 子育て相談
- ・ 子育て訪問相談事業
- ・ 各講座開催

#### 豊島区立児童発達支援センター

- ※ 児童発達支援センター条例制定予定
- ・ 児童発達支援(栄養指導を追加)
  - ・ 保育所等訪問支援(新たに実施)
  - ・ 障害児相談支援
  - ・ 児童の発達の相談事業
  - ・ 計画相談支援等
  - ・ 研修会等実施事業